

令和5年度 物価高騰対策非課税世帯 給付金（3万円/1世帯）のご案内

東通村では、物価高騰の負担感が大きい住民税非課税世帯や令和5年1月から8月までに家計急変のあった世帯を支援するため、「物価高騰対策非課税世帯給付金」**（1世帯あたり3万円）**を支給します。

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

給付金の支給時期

令和5年8月下旬～9月上旬頃から、
順次支給を予定しております。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 （いずれかにあてはまる世帯）

令和5年6月1日時点で東通村に住民登録されている世帯で、世帯全員が令和5年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯
【受付窓口】東通村 企画課 企画グループ

申請時点で東通村に住民登録のある世帯で、予期せず令和5年1月から8月の収入が減少し「**住民税非課税相当**」の収入となった世帯
（家計急変世帯）

返送・申請期限：
令和5年9月29日（金）

① 東通村から令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯5万円）を口座振込で受給された世帯／「**支給のお知らせ**」を送付します。
※口座の変更等がなければ**手続き不要です**。

② ①以外の令和5年度住民税均等割が非課税世帯／「**支給要件確認書**」を送付します。
返送が必要です。

③ 令和5年1月2日以降に東通村へ転入した方がいる世帯／該当する世帯へ「**申請書（請求書）**」を送付します。
申請が必要です。

申請が必要です

受付期間：
令和5年8月7日（月）～
令和5年9月29日（金）

【受付窓口】
東通村 税務課 税務グループ

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

詳しくは裏面「Ⅰ」へ



支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。 **表面**

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

① 世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から東通村にお住まいの場合

- 東通村から令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯5万円）を口座振込で受給された世帯

対象となる世帯には、東通村から支給内容や注意事項が書かれた「支給のお知らせ」が届きます。



※口座の変更や辞退のご希望がない方：手続き不要です。

※口座の変更や辞退のご希望がある方：手続きが必要です。

令和5年8月21日（月）までに企画課までご連絡ください。

② ①以外の世帯

- ①以外の令和5年度住民税均等割が非課税世帯には東通村から「支給要件確認書」が届きます。確認書の内容を確認いただき必要事項記入の上、同封の返信用封筒により**ご返送ください。**

③ 世帯の中に、令和5年1月2日以降に東通村へ転入した方がいる場合

- 該当する世帯には東通村から「申請書（請求書）」が届きます。申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに同封の返信用封筒により**ご提出ください。**



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯（家計急変世帯）

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から8月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等 割非課税水準以下であることを指します。
 （一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（東通村の場合）単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合137.8万円以下

- 給付金を受け取るには、家計急変世帯として**申請が必要**です。

家計急変世帯に関する給付の手続きや必要書類等の詳細については村税務課で受付けております。様式についてはホームページ、税務課税務グループの窓口にご用意しております。

※申請時点で東通村に住民登録のある世帯となります。

○申請受付期間：令和5年8月7日（月）～令和5年9月29日（金）

○事前に相談が必要な方は税務課へご連絡ください（☎0175-33-2134 直通）

! 住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、役場や最寄りの警察署が警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

「物価高騰対策非課税世帯給付金」に関すること
 ● 東通村企画課 ☎0175-33-2263（直通）

「家計急変世帯給付及び課税情報」に関すること
 ● 東通村税務課 ☎0175-33-2134（直通）